

3 常勤役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人日本自然保護協会(以下、「協会」という)定款第35条に基づき、常勤役員¹の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、代表理事、執行理事、監事のうち、本協会を主たる勤務場所とし、週3日以上にわたり協会の職務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 協会は、常勤役員²の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表)常勤役員俸給表に基づき、役員報酬を支給する。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給しない。
- 4 常勤役員³の退任には、第6条に規定する退任慰労金を支給することができる。

(報酬の決定方法)

第4条 協会の常勤役員⁴の報酬月額⁵は、(別表)常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員⁶の報酬月額は俸給表のうちから、世間水準、職員水準、財政状況および業務内容を考慮し、理事長が理事会の承認を得て、決定する。

(報酬の支払方法)

第5条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員⁷を対象とする給与規程(以下「給与規程」という)に準ずるものとする。

(退任慰労金)

第6条 退任慰労金は、常勤役員が任期満了又は自己都合により退任又は死亡した場合に支給するものとする。

2 退任慰労金の取り扱いは、別紙「常勤役員退任慰労金の支給額・支給方法」による。

(公表)

第7条 協会は、本規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 本規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

(施行日)

第10条 本規程は、2012(平成24)年4月1日から施行する。(平成24年2月3日評議員会議決)

2 本規程は、2014(平成26)年7月1日から改訂施行する。(平成26年6月12日評議員会議決)

(別表) 常勤役員俸給表

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	¥100,000	11	¥300,000	21	¥500,000
2	¥120,000	12	¥320,000	22	¥520,000
3	¥140,000	13	¥340,000	23	¥540,000
4	¥160,000	14	¥360,000	24	¥560,000
5	¥180,000	15	¥380,000	25	¥580,000
6	¥200,000	16	¥400,000		
7	¥220,000	17	¥420,000		
8	¥240,000	18	¥440,000		
9	¥260,000	19	¥460,000		
10	¥280,000	20	¥480,000		